

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく  
江の川(下流)流域の減災に係る取組方針  
【第2回改定】

令和3年5月24日

江の川水系(下流)大規模氾濫時の減災対策協議会

江津市、川本町、美郷町、邑南町、島根県、  
松江地方气象台、国土交通省中国地方整備局

## 改定履歴

平成28年	10月11日	策定
平成30年	5月31日	第1回改定
令和3年	5月24日	第2回改定

## 1. はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」（以下、「委員会」という。）により、平成27年12月10日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

江の川(下流)流域においては、委員会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う沿川の1市3町（江津市、川本町、美郷町、邑南町）、島根県、松江地方气象台、中国地方整備局で構成される「江の川水系(下流)大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成28年7月4日に設立し、減災のための目標を共有し、平成32年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

このような中、平成28年8月に発生した、台風10号等の一連の台風による甚大な被害を受け、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川で更に加速させることとされ、平成29年6月に水防法等の一部改正を行うなどの各種取組が国において進められている。

さらに、同年6月20日には、国土交通大臣指示に基づき、概ね5年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や支援等について、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（以下、「緊急行動計画」という。）としてとりまとめられた。

今後、本協議会は、水防法等の一部改正や緊急行動計画を踏まえ、関係機関と緊密に連携し各種取組を緊急的かつ強力で推進することで「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指すこととする。

江の川(下流)流域は、山間狭窄部を流下しているため、洪水時には水位が急上昇すること、また、計画高水位より低い土地に集落が点在するという河川特

性をもっている。そのため、一度氾濫が起これば、避難経路が水没し、集落が孤立するなどの氾濫特性をもち、これまでも、昭和47年7月洪水や昭和58年7月洪水において、大きな被害が発生したところである。

今般公表した、想定最大規模降雨における洪水浸水想定は、これまでの実績洪水より、さらに浸水面積や浸水深が大きく洪水継続時間が長いことから、その被害はより甚大なものになることが想定される。

江の川では、昭和41年4月に一級水系指定を契機に治水計画を見直し、昭和41年6月に「江の川水系工事实施基本計画」が策定され、これに基づき堤防の拡築、護岸工事等を進めてきたところである。

その後、戦後最大の被害をもたらした昭和47年7月洪水を契機に治水計画を見直し、土地利用一体型水防災事業や堤防の強化等を実施し、平成19年11月には、治水、利水、環境等に関する河川の総合的な保全と利用に関する基本方針及び河川整備の基本となるべき事項を定めた「江の川水系河川整備基本方針」を策定した。

さらに、平成28年2月には「江の川水系河川整備計画」を策定し、昭和47年7月洪水が再び発生した場合でも、家屋の浸水被害の発生を防止することを目標として、河川改修事業を推進してきたところである。

これまでに広島県側も含め江の川全川で堤防整備も進めてきており、現在も江の川改修等の事業を鋭意推進しているところである。

しかしながら、現在の整備水準を上回るような洪水が発生した場合には、大規模氾濫が発生する危険性は否めないところである。

本協議会では、こうした江の川(下流)流域の氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、令和2年度までに、円滑かつ迅速な避難、効果的な水防活動、浸水を一日も早く解消するための排水対策等、大規模氾濫時の減災対策として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、今般、その結果を「江の川(下流)流域の減災に係る取組方針」(以下「取組方針」という。)としてとりまとめ、取り組みを推進してきた。

令和3年度を迎えるにあたり、本協議会では、令和2年度までの取組方針に引き続き、令和7年度までの「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指した減災対策として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、今般、二期目の「江の川(下流)流域の減災に係る取組方針」としてとりまとめたところである。

取組方針の具体的な内容としては、

- ・ 江の川(下流)流域は、山間狭窄部を流下しているため、洪水時には水位が急

上昇すること、また、計画高水位より低い土地に集落が点在するという河川特性をもっており、一度氾濫が起これば、避難経路が水没し、集落が孤立するという水害リスクを住民や企業など広く一般に周知するため、分かり易い教材（江の川（下流）における浸水イメージ動画など）等を用いて、小中学校における水害（防災）教育を継続実施することや、洪水浸水想定区域内の企業を対象とした自衛水防の講習会や訓練を定期的を実施。

- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域が江の川（下流）沿いの平地部に点在する沿川市町（江津市、川本町、美郷町、邑南町）において、早期の立ち退き避難を前提とした避難計画の作成及び水平避難を促す凡例等を記載したハザードマップの作成、洪水に対してリスクの高い箇所を監視する水位計等の整備や避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上。

- ・ 氾濫域に国道9号や国道261号等の主要道路網があることから、冠水する範囲を関係者で共有し、標高の高い道路等を迂回路に設定したり、通行止めとする道路を予め定めておくことで、冠水による車両のスタック等による渋滞を未然に防ぐとともに、鉄道車両等の浸水被害を軽減するため、河川管理者、沿川自治体に加え、道路管理者、交通事業者等と連携したタイムラインの拡充及びタイムラインの時系列に基づく、より実践的な総合防災訓練等の実施。

- ・ 社会経済活動の早期再開、国道や鉄道網途絶の影響の最小化を図るため、速やかに氾濫水を排水するため排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施。

協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととしている。

なお、本取組方針は本協議会規約第4条に基づき作成したものである。  
(※この協議会で対象とする江の川水系(下流)とは、一級水系江の川のうち、島根県内の江の川を示す。)

## 2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下、「構成機関」という。）は以下のとおりである。

構成機関	構成員
江 津 市	市長
川 本 町	町長
美 郷 町	町長
邑 南 町	町長
島 根 県	防災部長
”	土木部長
気 象 庁	松江地方気象台長
国土交通省中国地方整備局	浜田河川国道事務所長

### 3. 江の川(下流)流域の概要と主な課題

#### (1) 江の川(下流)流域の概要と氾濫特性

江の川(下流)流域の氾濫域は、河口の狭小な沖積平野(江津市)や、小集落が点在している山間狭窄部の河岸段丘となり、その地域には、沿川市町の市街地があり、多くの人口・資産、行政・医療機関、駅、主要な道路といった重要な公共施設が多数存在しているため、一度氾濫が起きればその被害額、被害人口は甚大で社会経済に与える影響は計り知れない。

一方で、江の川(下流)は、山間狭窄部のため洪水時には水位が急上昇するという河川特性があり、全川にわたり、集落のある沿川地域が家屋倒壊等氾濫想定区域となっているという特徴がある。

また、山間狭窄部には堤防が低い区間が多数あり、家屋が浸水する前に小集落間の道路が水没し避難ができなくなるため、集落が孤立し避難や水防活動に支障が生じるという氾濫特性をもつことから、一度氾濫が起これば、沿川道路、沿川市街地、集落が水没し、住民生活への影響は甚大となることが想定される。

#### (2) 過去の洪水による被害状況

##### ○昭和47年7月洪水

江の川流域において戦後最大の被害が発生した洪水であり、死者22名、行方不明者6名、家屋全半壊・一部破損3,960戸、浸水家屋14,063戸の被害が発生した。上流の馬洗川左岸堤防が越水破堤するなど三次市街をはじめとする江の川流域全域に被害をもたらした。江津市桜江町ではJR三江線が浸水し、市民生活や地域経済活動に甚大な影響を与えた。

##### ○昭和58年7月洪水

昭和47年7月洪水に次いで大きな被害をもたらした洪水であり、死者5名、行方不明者3名、家屋全半壊・流失206戸、浸水家屋3,517戸の被害が生じた。江の川中下流部の各所で甚大な被害が生じ、幹線道路の多くが冠水し、間接的に市民生活や経済活動に大きな影響を与えた。

##### ○平成30年7月豪雨

川本水位観測所等の3観測所で観測史上最高水位を記録した洪水であり、江の川水系江の川下流部では、浸水面積約340ha、浸水戸数約270戸の被害が生じた。

##### ○令和2年7月豪雨

川平水位観測所において戦後第4位の水位を記録した洪水であり、江の川水系江の川下流部では、浸水面積約265ha、浸水戸数約104戸の被害が生じた。

内水被害も多く発生しており、近年、平成18年9月、平成22年7月、平成30年7月、令和2年7月の出水時にも内水による浸水被害が発生し、その際には排水ポンプ車による排水作業を行っている。

### (3) 江の川(下流)の現状と課題

昭和47年7月洪水により全地域で壊滅的な被害を受け、その被災に伴う災害復旧や河川改修等の実施によって、洪水に対する安全度の向上を目指してきており、堤防の拡築、護岸工事をはじめ、土地利用一体型水防災事業、さらには、堤防の強化、江津市街地等の内水対策等を実施し、治水事業を展開してきた。現在は、改修途上、未改修箇所について中下流部を中心にハード対策を推進している。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

○江の川(下流)は、これまで堤防整備や土地利用一体型水防災事業の整備を進めてきたが、現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了していない箇所が多数あり、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される浸水リスクを住民に周知する必要がある。

○江の川(下流)は、山間狭窄部を流下しているため、洪水時には水位が急上昇するという河川特性をもっており、一度氾濫が発生した場合には、点在する集落が孤立するといった水害リスクが、住民には十分に認知されていないため、洪水浸水想定区域や浸水深、浸水継続時間など、的確な避難行動のために必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、江の川(下流)の河川特性を踏まえた効果的な水防活動を実施するための訓練等が必要である。

○江の川(下流)の改修が完了していない箇所が存在するため、江津市街地の低平地では、広範囲にわたり浸水が発生することが懸念される。また、それより上流部については点在する集落が氾濫し住民生活への影響が甚大となるため、浸水を一日も早く解消するために、大規模水害を想定した排水計画の作成等が必要である。なお、計画作成の際には、江の川(下流)の堤防高が高いことを十分に考慮することが必要である。

以上の課題を踏まえ、江の川(下流)流域の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

#### 4. 現状の取組状況

江の川水系(下流)流域における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。

(別紙－1 参照)

##### ①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○ 課題：● (以下同様)

項目	現状と課題	
想定される浸水リスクの周知	○ 江の川(下流)において、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を浜田河川国道事務所のホームページ等で公表している。	
	● 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。	A
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	○ 河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」(国交省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。	
	○ 決壊、越水等重大災害発生のある場合には、浜田河川国道事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をすることとしている。	
	● 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。	B
避難指示等の発令基準	○ 発令等に関する基準を地域防災計画に記載し、その基準に基づき発令等を行うこととしている。	
	● 基準水位を目安に発令判断をしているため、自治体全体一律の判断基準となっている事が多い。地区毎に状況が異なるため、具体的かつ地区毎の判断基準(マニュアル)の整備が必要である。	C
	● 自治体が発令する避難指示等の判断材料として水位予測が重要となる。 また、水位予測の精度をあげる必要がある。	D

項目	現状と課題	
避難場所、避難経路	○ 小中学校、コミュニティセンター、公園等の公共施設を指定し、防災マップやハザードマップにより周知している。	
	● 避難経路を指定していない自治体が多いため、いざという時に避難路が浸水しているなど、適切に行動できないことが懸念される。	E
	● 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図の浸水深や、家屋倒壊等氾濫想定区域等の防災情報が住民や企業に十分認知されていない。	F
	● 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づいたハザードマップの作成および周知が必要となるが、氾濫範囲が広大となり避難所の設定が困難となる。	G
住民等への情報伝達の体制や方法	○ 基本的には、防災行政無線、IP 告知放送、広報車、ホームページ、防災メール等の発信が主として利用されている。	
	● 住民や企業が防災情報をもとに自ら判断し行う準備行動や避難行動を啓発するための防災教育が不十分である。	H
	● 戸別受信機の加入や防災メールへの登録が、十分に住民に普及していない。	I
	● 避難情報について、外国人を対象とした多言語化への対応や、聴覚障がい者、観光客への対応が不十分である。	J
避難誘導體制	○ 役場職員、消防団員と兼務する水防団員、自治会、自主防災組織が連携して避難誘導を実施している。	
	● 夜間、荒天時の安全な避難を可能とする体制が不十分である。	K
	● 消防団員が水防団員を兼務しているため、避難誘導に必要な人員の確保が困難である。	L

## ②水防に関する事項

項目	現状と課題	
河川水位等に係る情報提供	○ 水防に係る情報として、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、島根県に通知しており、県は水防管理者に通知している。	
河川の巡視区間	○ 防災無線等により水防団へ情報提供を行い、巡視を行っている。	
	● 重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い箇所が多く、短時間で巡視を完了することが難しい。	M
	● 消防団員が水防団員を兼務しており、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、量的にも質的にも増加している作業を的確にできないことが懸念される。また、平日は仕事をされているため、平日昼間の人員確保が難しい。	N

項目	現状と課題	
水防資機材の整備状況	○ 各自治体で水防計画により庁舎、水防倉庫などに備蓄している。	
	○ 浜田河川国道事務所において、根固ブロックや袋詰め玉石、大型土のう等を水防倉庫等所定の場所に備蓄している。	
	● 各自治体の保有状況の確認、備蓄資機材情報の共有や非常時における相互支援のルールが確立されていない。	0
市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	○ 代替施設の検討や非常電源の確保を各自治体で検討している。	
	● 各自治体において、業務継続計画の策定がなされていない。	P

### ③ 氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状と課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○ 各自治体で水位や出動要請により、委託操作員への連絡や水防団・職員による操作を実施している。	
	● 樋門操作員の高齢化が進んでいるため、操作員の確保等の対策が必要である。	Q
	● 各自治体所有の資機材についての情報や、排水ポンプ車の要請状況等の情報が関係機関で共有されていない。	R
	● 山間狭窄部を流下するため、急激な水位上昇をする可能性もあり、洪水時の樋門操作での安全性を確保するための対策が必要である。	T

### ④ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状と課題	
洪水氾濫を未然に防ぐ対策の推進	○ 河川整備計画に基づき、江の川改修により堤防高及び堤防断面が不足する区間の整備を行っている。	
	● 整備段階であるため、近年災害(H18、H22)と同規模の洪水で、家屋浸水などの被害が発生する恐れがある。	S

## 5. 減災のための目標

本協議会で概ね5年（令和7年度まで）で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

### 【5年間で達成すべき目標】

山間狭窄部に点在する小集落などの地形特性を踏まえ、各地域が連携し、住民自ら避難行動をとることができる「江の川下流水害に強い地域づくり」を目指す。

また、上記目標達成に向け以下の取組を実施。

- ①住民自らが危機を認識した的確な避難行動を行うための取組
- ②氾濫特性を踏まえた効果的な水防活動
- ③浸水を一日も早く解消するための排水対策

## 6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙－2参照）

### ①住民自らが危機を認識した的確な避難行動を行うための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関
<b>■ 洪水氾濫を未然に防ぐ対策の推進</b>			
・堤防整備等	S	H28年度から継続実施	中国地整
<b>■ 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備</b>			
・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する簡易水位計等の整備	M	H28年度から継続実施	中国地整
・避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上	D, M	R1年度から継続実施	中国地整
<b>■ 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等</b>			
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A, C	H28年度から継続実施	島根県
・想定最大規模降雨に対応したハザードマップに基づく避難計画の見直し(避難場所及び避難経路の検討、広域避難の必要性検討、隣接市町との洪水時の連絡体制の検討)	E, F, G, L, 緊	R2年度から継続実施	江津市・川本町・美郷町・邑南町
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づく避難指示等を発令する範囲の見直し	C, E, F, G	R1年度から継続実施	江津市・川本町・美郷町・邑南町
・洪水浸水想定区域内の要配慮者(社会福祉施設等)利用施設の管理者が策定する避難確保計画作成等・訓練実施の支援や定住外国人、観光客等を対象とした避難情報の提供	J	H30年度から継続実施	江津市・川本町・美郷町・邑南町
・夜間、荒天時における避難指示等の発令基準の作成・避難誘導體制の検討	K	H29年度から継続実施	江津市・川本町・美郷町・邑南町

主な取組項目		目標時期	取組機関
・ 江の川（下流）の水害リスクを踏まえ、商工会議所等と連携した企業向け水害（防災）教育及び大規模氾濫を想定した自衛水防の講習会や訓練の実施	F, H	H29 年度から定期的に実施	協議会全体
・ 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸・事業所への配付やまるごとまちごとハザードマップによる災害リスクの現地表示の実施	A, E, F, G, L	H28 年度から順次実施	江津市・川本町・美郷町・邑南町
<b>■ 多様な防災活動を含むタイムラインの作成</b>			
・ 河川管理者、沿川自治体、住民、交通サービス、道路管理者等と連携したタイムラインの運用及び見直し	B	R2 年度から継続実施	協議会全体
<b>■ 情報伝達、避難計画等に関する事項</b>			
・ 洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	緊	R3 年度から順次実施	協議会全体
・ ダム放流情報を活用した避難体系の確立	緊	R3 年度から順次実施	江津市・川本町・美郷町・邑南町・中国地整
<b>■ 防災教育や防災知識の普及</b>			
・ 江の川（下流）における浸水イメージ動画の作成・公開	A, B, F	H29 年度	中国地整
・ 「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送、水害リスクラインの活用促進のための周知や二次元コード、SNS の有効活用	H, I, R, 緊	H28 年度から定期的に実施中	協議会全体
・ 小中学校などと連携した江の川（下流）水系の洪水の特徴を踏まえた水害（防災）教育の普及・充実	H	H29 年度から順次実施	協議会全体
・ 住民の水防災意識の向上に資するイメージ動画等のツールを活用した、より実践的な防災教育の実施、ダムや堤防施設の機能等に関する定期的な住民への説明会や情報提供、避難訓練への参加促進を実施	B, H, I, 緊	H29 年度から定期的に実施	協議会全体
・ スマートフォン等へのプッシュ型の洪水情報発信	I	H29 年度から順次実施	中国地整
・ 住民一人一人の避難計画・情報マップ（マイ・タイムライン）の作成促進	緊	R3 年度から順次実施	江津市・川本町・美郷町・邑南町・島根県・中国地整
<b>■ 減災・防災に関する国の支援</b>			
・ 適切な土地利用の促進	緊	R3 年度から順次実施	中国地整

主な取組項目		目標時期	取組機関
・ 地域防災力の向上のための人材育成		R3 年度から 順次実施	中国地整
・ 水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援		R3 年度から 順次実施	中国地整
・ 代行制度による都道府県に対する技術支援		R3 年度から 順次実施	中国地整
・ 災害時及び災害復旧に対する支援		R3 年度から 順次実施	中国地整
・ 災害情報の地方公共団体との共有体制強化		R3 年度から 順次実施	中国地整

## ②氾濫特性を踏まえた効果的な水防活動

主な取組項目		目標時期	取組機関
<b>■ 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備</b>			
・ 洪水に対しリスクの高い箇所を監視する簡易水位計等の整備(再掲)	M	H28 年度から 継続実施	中国地整
・ 避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上(再掲)	D, M	R1 年度から 継続実施	中国地整
・ 樋門の無動力化の推進	T	H30 年度から 継続実施	中国地整
<b>■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化</b>			
・ 消防団員と兼務する水防団員への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施及び人員の確保	L, M	H28 年度から 定期的に 実施中	江津市・川本町・ 美郷町・邑南町
・ 江の川(下流)の重要水防箇所等洪水に対しリスクが高い区間について消防団員と兼務する水防団員や地域住民が参加する合同点検を実施	H, N	H28 年度から 定期的に 実施中	江津市・川本町・ 美郷町・邑南町・ 中国地整
・ 水防活動の知識習得と技術力向上のため、総合防災訓練等と合わせて、水防専門家を講師とした講習会を実施	N	H29 年度から 定期的に 実施	協議会全体
・ 備蓄水防資機材情報の共有及び非常時における相互支援方法の確認	O	H28 年度から 定期的に 実施中	江津市・川本町・ 美郷町・邑南町・ 島根県・中国地整
・ 市町庁舎の水害時における対応について業務継続計画を策定及び機能確保のための対策の充実	P, 緊	H29 年度から 継続実施	江津市・川本町・ 邑南町
・ 樋門操作に関する人員の確保と操作訓練の実施	Q	H28 年度から 定期的に 実施中	江津市・川本町・ 美郷町・邑南町・ 島根県・中国地整

### ③浸水を一日も早く解消するための排水対策

主な取組項目		目標時期	取組機関
<b>■ 排水作業準備計画（案）の作成及び排水訓練の実施</b>			
・排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施	R	R2年度から定期的に実施	江津市・川本町・美郷町・邑南町・中国地整
・排水設備の耐水性の強化	緊	R3年度から順次実施	江津市・川本町・美郷町・邑南町・島根県・中国地整

## 7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に実施することとする。

今後、毎年出水期前に協議会を開催し、各取組に対する進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

緊急行動計画についても、必要に応じて本協議会において実施状況を報告し、取組方針の見直しを検討する。